

平成19年7月5日に発生した傷害事件概要

当事者は、平成17年2月21日から生活保護を受給していた、事件当時61歳の単身男性。

平成17年度当時の担当ケースワーカーの話では、ケースワーカーとして接していた際には粗暴な様子は伺えなかった。また、平成18年度末あたりには、当事者が居住していたアパートを管理する不動産業者より、大家親族への暴力的行為を理由に平成19年6月15日の契約更新はしないとの連絡を受けた記憶があるとのことであった。

平成19年4月に担当ケースワーカーが交代となる。

平成19年4月以降の担当ケースワーカーの話では、当福祉事務所として、通常であれば地区担当者が代わる際には前任と後任とで引き継ぎのための訪問調査を実施しているので、この場合も訪問したのではないかと推察される。平成18年度末に契約更新が出来ないとの話が出ているのであれば当然その内容は引き継がれており、引き継ぎの訪問調査以降も大家との関係改善や、居宅を失うと生活保護の適用も難しくなることから、無料低額宿泊所などを含めた情報提供により新たな居住地の確保についても助言はしていたとのことであった。

その中で、当事者が無料低額宿泊所への入居に乗り気になったことから、アパートの契約更新である平成19年6月15日、無料低額宿泊所を運営する法人との調整により当福祉事務所での面接の場を設定した。

平成19年6月14日、当事者より電話が入り、引越しの片付けが出来ない、面倒だと言って無料低額宿泊所へ入居する気がなくなり面接を断ってきたので、何とか宥めようとしたが暴言を吐いて電話を切ってしまった。

平成19年6月14日もしくは6月15日、平成19年4月以降の担当ケースワーカーの話では、アパートを訪問し大家には会ったが当事者には会えなかったため、アパートには居なかったものと記憶しているとのことであった。

平成19年6月15日、当事者は来所しなかった。

日付不明であるが、平成19年4月以降の担当ケースワーカーの話では、アパートの契約更新が出来なかったことから、残った荷物の件で不動産者とのやり取りがあり、福祉事務所としては残った荷物の処分についての対応は出来ないと伝えた記憶があるとのことであった。

平成19年6月15日以降、来所した7月5日までの当事者の所在はわからなかった。平成17年度担当ケースワーカーの話では、後に、当事者は事件により収監され、出所後（平成20年9月頃）に当福祉事務所に来所し当時の職員に謝罪した。また、平成19年6月15日以降の状況を聞いたところ、路上生活（場所は不明）をしていたとのことであった。

平成19年6月26日、平成19年6月15日以降音信不通となり、アパートの契約更新も行われず、居宅を喪失して所在不明となったため保護の要否が判断出来なくなった。

10日ほど様子を見ていたが状況に変化が見られなかったため、平成19年6月15日の翌日である平成19年6月16日付けで保護廃止決定を行った。

平成19年7月5日14時過ぎ、当事者が突然来所した。保護廃止前の担当ケースワーカーが当事者に気づきカウンター越しに対応。保護の支給日であったが、口座に振り込まれていないことはどういうことかと聞いてきたため、保護廃止となった経緯・理由を10分程度説明したが、納得がいかない様子で次第に声を荒げてきたため、平成17年度当時のケースワーカー（事件当時は面接担当でカウンター付近の席であった）も当事者との対応に加わった。2人体制で対応していたが興奮状態は収まらず、当事者は後から対応に加わった平成17年度ケースワーカーに杖を振り上げ頭上めがけて振り下ろした。左腕で杖を受けたものの大事には至らなかったが、当福祉事務所内にいた4～5人の職員が当事者を取り押さえようとしたところ、左手に隠し持っていたカッターナイフで職員1名の左脇腹を切りつけ、カッターナイフを取り上げようとした別の職員1名の手を負傷させた。その後、110番通報（14時22分）により小田原警察署警官が駆けつけ逮捕となった。